

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
カーボヴェル デ	食糧援助に関する日本国政府と カーボヴェルデ共和国政府との 間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる 米及びその輸送に必要な役務の供与	170,000千円 H19.1.12まで	H18.1.13 ブライア で (同日)	日本側 中島明在カーボ ヴェルデ大使 カーボヴェルデ側 グイク トル・マニエエル・パル ボサ・ボルグス外務・協 力・共同体大臣	H18.1.24 32号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。